令和９年度（令和８年分）個人住民税
給与支払報告書の作成及び提出の手引き

事業主　各位

市税につきましては、平素より格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も給与支払報告書（個人別明細書）と併せて提出いただく総括表をお送りいたします。

これは、地方税法第３１７条の６第１項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業主（給与支払者）は、前年中に支払った給与等について、給与支払額の多少にかかわらず、アルバイト・パート・退職者・役員等を含む全ての従業員の給与支払報告書を作成し、従業員の１月１日現在における住所地の市町村長に提出することが義務付けられています。

ご多忙とは存じますが、この「手引き」をご覧のうえ、下記提出期限までに給与支払報告書を作成し、ご提出いただきますようお願い申し上げます。

提出期限：令和９年２月１日（月）

※法定期限は令和９年２月１日（月）ですが、
期限直前は大変混み合いますので、早めの提出にご協力をお願いいたします。

目次

1　給与支払報告書について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
2　給与支払報告書（総括表）の記載例　・・・・・・・・・・・・・・・・　2
3　普通徴収申請書の記載例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
4　給与支払報告書（個人別明細書）の記載例　・・・・・・・・・・・・・　4
5　地方税ポータルシステム（eLTAX）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
6　特別徴収制度について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
7　住民税の手続きにおけるマイナンバーの利用について　・・・・・・・　１２
8　外国人従業員に関する住民税　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
9　給与支払報告書の提出・お問い合わせ先　・・・・・・・・・・・・・・　１６

中津市

1　給与支払報告書について

（1）給与支払報告書の提出義務

令和８年中に給与の支払をした者（事業主）は、令和９年２月１日（法定提出期限）までに給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）を、従業員の令和９年１月１日現在の住所地（退職者は退職時の住所地）の市町村に提出しなければなりません。（地方税法第３１７条の６第１項）

また、正当な理由がなく給与支払報告書を提出しなかった場合や虚偽の記載をした給与支払報告書を提出した場合は、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金を科することがあります。（地方税法第３１７条の７）

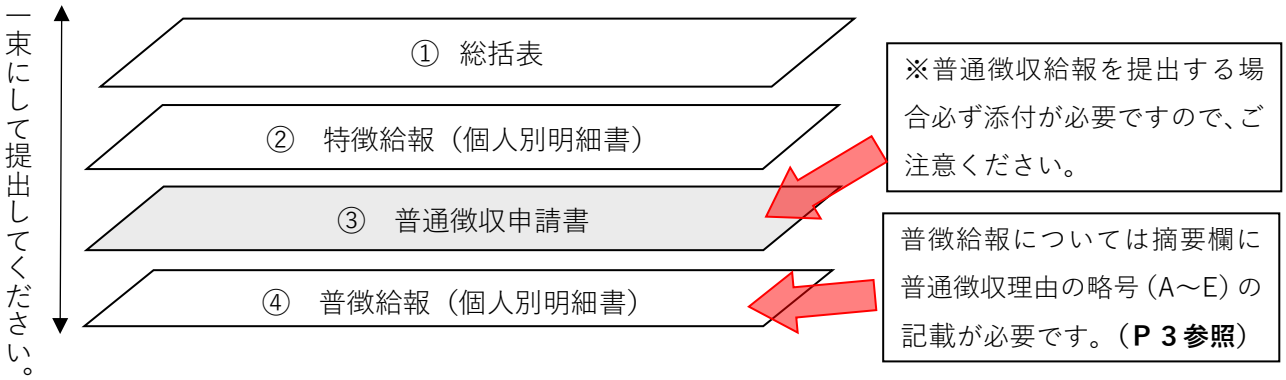
（2）提出物

① 総括表

② 個人別明細書（１人につき１枚）

③ 普通徴収申請書

※　普通徴収対象者がいる場合に添付してください。普通徴収申請書の添付がない場合や、申請書に該当する項目がない場合は、特別徴収として取り扱われます。



（3）eLTAX（エルタックス）※1又は磁気ディスク等で給与支払報告書を提出する場合　※1　P９参照

令和６年度の税制改正により、令和９年１月１日以降に提出する給与支払報告書について、前々年の国税に対する源泉徴収票の提出枚数が３０枚以上の場合、eLTAX 又は磁気ディスク等による提出が義務付けられています。（地方税法第３１７条の６第５項）

①　eLTAX での提出

昨年度 eLTAX にて給与支払報告書を提出された事業所様には、総括表を郵送しておりません。紙の総括表が必要な場合はお問い合わせいただくか、中津市ホームページよりダウンロードをお願いいたします。給与支払報告書を eLTAX で提出する場合は、事前に手続きが必要になりますので、eLTAX ホームページをご覧ください（eLTAX のメリットなどは**P９～１０**に掲載しています。）。

eLTAX で給与支払報告書を提出していただく際に、税額通知受取方法を「電子データ」を選択した特別徴収事業所には、５月中に特別徴収税額通知書（電子正本）を eLTAX にて送付します。

②　磁気ディスク等での提出

磁気ディスクへの給与支払報告書記載事項の記録方法やレコード内容については、総務省ホームページでご確認ください。

磁気ディスク等で給与支払報告書を提出いただいた特別徴収事業所には、５月中に税額通知磁気ディスクを書面による税額通知書と一緒に送付します。

2　給与支払報告書（総括表）の記載例

令和８年度に給報の提出がある事業所には、指定番号や名称、所在地等、必要な事項をすでに記載しています。住所変更等があった場合は、２本線で加筆修正をお願いします。また、総括表は税理士などに依頼する場合も必ず添付してください。

令和9年度（令和8年分）給与支払報告書（総括表）

第十七号様式（第十条関係）

中津市長あて

指定番号
12345678

令和 9年 1月 12日 提出

給与の支払期間	令和８年１月分から１２月分まで													
給与支払者の個人番号又は法人番号	4	3	2	1	0	9	8	7	6	5	4	3	2	

フリガナ	カブシキガイシャ　ナカツサンギョウ		事業種目	建設業
給与支払者の氏名又は名称	株式会社　中津産業		受給者総人員	100　人
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	同上	報告人員	特別徴収対象者	50　人
フリガナ	ナカツシトヨダマチ		普通徴収対象者（退職者）	5　人
同上の所在地	〒871-0051 中津市豊田町 ~~1番地1~~ 2番地2		普通徴収対象者（退職者を除く）	10　人
			報告人員の合計	65　人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	中津　一郎		所轄税務署名	中津 税務署
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	経理 課　給与 係 氏名　中津　花子 （電話　0979-22-****　）		給与の支払方法及びその期日	月給　毎月20日
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名　豊田　次郎 （電話　0979-24-****　）		納付書の送付	（必要）　不要

記載に当たっての留意事項は下記のとおりです。

記載欄名	記載すべき事項
❶ 給与支払者の個人番号又は法人番号	給与支払者の個人番号又は法人番号を必ず記載してください。個人番号を記載する場合は、左側１文字空けてください。
❷ 受給者総人員	１月１日現在の事業所の給与受給者の総人員（中津市外在住者を含む。）を記載してください。
❸ 特別徴収対象者	報告人員のうち、特別徴収対象者の人数を記載してください。
❹ 普通徴収対象者（退職者）	普通徴収対象者のうち、退職者の人数を記載してください。
❺ 普通徴収対象者（退職者を除く）	普通徴収対象者のうち、退職者を除く人数（乙欄該当者・給与支払日が不定期など）を記載してください。
❻ 連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	給与支払報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
❼ 関与税理士等の氏名及び電話番号	税理士等が給与支払報告書を作成する場合に、給与支払報告書に関する問合せ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

3　普通徴収申請書の記載例

給与支払報告書（総括表）の報告人員に普通徴収対象者がいる場合は、「普通徴収申請書」の添付が必要です。下記Ａ～Ｅの理由で、該当する箇所に人数を記載してください。普通徴収申請書の添付がない場合や申請書に該当する理由がない場合は特別徴収として取り扱われますのでご注意ください。

普通徴収申請書

指定番号　12345678

中津市長あて

事業所（主）名　株式会社　中津産業

この申請書以降の者は、下記理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	理　由	人 数
A	総受給者数が2人以下の事業所（事業所全体）	人
B	他の事業所で特別徴収されている（乙欄該当者を含む）	2 人
C	給与が少額で税額が引けない	5 人
D	給与の支払日が不定期（給与の支払が毎月でない）	3 人
E	退職者、退職予定者（5月末まで）及び休職者	5 人
普通徴収申請書　合計人数		15 人

※普通徴収給報の総提出枚数と同数になるようにしてください。

※この様式のあとに、対象者の給与支払報告書（個人別明細書）を添付し、個人別明細書の摘要欄に上記略号（Ａ～Ｅ）を記載してください。（乙欄該当者と退職者（予定者を含む）は所定の欄にその旨の記載があれば省略できます。）

《給与支払報告書を eLTAX や磁気ディスク等で提出する場合》

eLTAX や磁気ディスク等で給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収申請書の提出は不要です。ただし、給与支払報告書（個人別明細書）の普通徴収項目へのチェックが漏れている場合や摘要欄に上記略号（Ａ～Ｅ）の入力がない場合は特別徴収となります。

4　給与支払報告書（個人別明細書）の記載例

9 給与支払報告書（個人別明細書）（市区町村提出用）

※		※種別	※整理番号	※

支払を受ける者
※区分
住所　中津市豊田町〇〇番地
（受給者番号）
（個人番号）① 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
（役職名）
氏名　（フリガナ）ナカツ　タロウ
中津　太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	6,847,500	5,062,750	4,819,846	0

(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）						16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）		非居住者である親族の数
			特定	老人		その他		特親		特別	その他	
有	従有			内								
②		③	④									⑤
〇		380,000	1 人	1 人	1 人	2 人	従人	2 人	従人	5 人	内 人	1 人

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
⑥ 720,000	内 909,846	120,000	50,000	14,100

（摘要）⑭
（1）中津　五郎　（2）中津　次子　（3）中津　幸子（年少）
前職分　（株）大分　大分市大手町〇番△号　令和8年6月30日退職
支払金額　3,245,500円　社会保険料　315,335円　源泉徴収税額　96,200円

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	180,000円	100,000円	90,000円	360,000円	180,000円

住宅借入金等特別控除の額の内訳								
	住宅借入金等特別控除適用数 ⑦ 1	居住開始年月日（1回目） ⑧ 29年 1月 7日	住宅借入金等特別控除区分（1回目） ⑨ 住（特）	住宅借入金等年末残高（1回目）	11,500,000円			
	住宅借入金等特別控除可能額 115,000円	居住開始年月日（2回目） 年 月 日	住宅借入金等特別控除区分（2回目）	住宅借入金等年末残高（2回目）	円			

(源泉)特別控除対象配偶者			区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額
⑩	(フリガナ)	ナカツ　ハナコ		⑪ 300,000円	円	円
	氏名	中津　花子			基礎控除の額 ⑰ 670,000円	所得金額調整控除額 ⑱ 円
	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3				

⑫ 控除対象扶養親族等

1	(フリガナ)	ナカツ　イチロウ	区分	40
	氏名	中津　一郎		
	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		
2	(フリガナ)	ナカツ　ジロウ	区分	50
	氏名	中津　二郎		
	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		
3	(フリガナ)	ナカツ　サブロウ	区分	
	氏名	中津　三郎		
	個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		
4	(フリガナ)	ナカツ　シロウ	区分	1
	氏名	中津　四郎		
	個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		

⑬ 16歳未満の扶養親族

1	(フリガナ)	ナカツ　ハルコ	区分
	氏名	中津　春子	
	個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	
2	(フリガナ)	ナカツ　ナツコ	区分
	氏名	中津　夏子	
	個人番号	8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	
3	(フリガナ)	ナカツ　アキコ	区分
	氏名	中津　秋子	
	個人番号	7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 3	
4	(フリガナ)	ナカツ　フユコ	区分
	氏名	中津　冬子	
	個人番号	6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5	

5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号
⑮ (1) 789012345678
(2) 890123456789

5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
⑯ (3) 543210987654

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生
					⑲		⑳		

中途就・退職 就職	退職	受給者生年月日	年	月	日
〇		元号 昭和	38	1	1

㉑ 支払者
個人番号又は法人番号　4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2　（右詰で記載してください。）
住所（居所）又は所在地　中津市豊田町2番地2
氏名又は名称　株式会社　中津産業　（電話）0979−22−****

（摘要）に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

《給与支払報告書（個人別明細書）の書き方》

記載要領及び記載に当たっての留意事項は下記のとおりです。

<table>
<tr><th colspan="2">記載欄名</th><th>記載すべき事項</th></tr>
<tr><td colspan="2">①「支払を受ける者」の「個人番号」</td><td>給与の支払を受ける方の個人番号を記載します。
※給与の支払を受ける方に交付する源泉徴収票には、個人番号は記載しません。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">② 配偶者の有無等</td><td>有</td><td>主たる給与等において、支払を受ける方が年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」を記載します。
※控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1,000 万円以下である居住者の配偶者をいいます。
※同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 62 万円以下である人をいいます。
年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」を記載します。
※源泉控除対象配偶者とは、居住者（合計所得金額が 900 万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 95 万円以下である人をいいます。</td></tr>
<tr><td>従有</td><td>従たる給与等の支払者が、自己の支払う給与等から配偶者控除した場合に「○」を記載します。</td></tr>
<tr><td>老人</td><td>配偶者控除の対象となる配偶者が老人控除対象配偶者である場合に「○」を記載します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">③ 配偶者（特別）控除の額</td><td>「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて計算された配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">④ 特定親族特別控除の対象者である親族の数</td><td>主たる給与の支払者が、自己が支払う給与から控除した特定親族の人数を左の欄に記載します。
※特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等で合計所得金額が 62 万円超 123 万円以下である人をいいます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤ 非居住者である親族の数</td><td>配偶者控除の対象となる配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族、特定親族及び 16 歳未満の扶養親族のうちに、非居住者の方がいる場合には、その人数を記載します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥ 特定親族特別控除の額</td><td>「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて計算された特定親族特別控除額を記載します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑦ 住宅借入金等特別控除適用数</td><td>年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記載します。なお、適用数が 3 以上のときには、摘要の欄に 3 回目以降の住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記載します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑧ 居住開始年月日（１回目、２回目）</td><td>居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記載します。
（例） 平成 29 年 1 月 7 日の場合は、年：「29」、月：「1」、日：「7」と記載します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑨ 住宅借入金等特別控除区分（１回目、２回目）</td><td>適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次にように記載します。
<table>
<tr><th>区分</th><th>控除申告書・証明書の表示</th><th>記載方法</th></tr>
<tr><td>一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含みます。）</td><td>（元号●年中居住用）</td><td>住</td></tr>
<tr><td>認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合</td><td>（元号●年中居住用・認定住宅用）</td><td>認</td></tr>
<tr><td>東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成 23 年から令和 12 年 12 月 31 日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第 13 条の 2 第 1 項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合</td><td>（元号●年中居住用・震災再取得等用）</td><td>震</td></tr>
</table>
上記の区分のほか、当該住宅の新築、取得又は増改築等が、特定取得（特別特定取得以外）に該当する場合には「（特）」、特別特定取得に該当する場合（「特例取得」及び「特別特例取得」を含む）には「（特特）」、特例特別特例取得に該当する場合には「（特特特）」と併記します。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>・「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は 10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。
・「特別特定取得」とは、住宅の所得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。
・「特例取得」とは、特別特定取得に係る契約が①居住用家屋の新築又は認定住宅の新築の場合は令和 2 年 9 月 30 日までの期間、②分譲住宅・中古住宅の購入及び増改築等の場合は令和 2 年 11 月 30 日までの期間に締結されているものをいいます。
・「特別特例取得」とは、特別特定取得に係る契約が①居住用家屋の新築又は認定住宅の新築の場合は令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの期間、②分譲住宅・中古住宅の購入及び増改築等の場合は令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日までの期間に締結されているものをいいます。
・「特例特別特例取得」とは、特別特例取得に該当する場合で、合計所得が 1,000 万円以下かつ床面積が 40 ㎡以上 50 ㎡未満の住宅の新築等をいいます。</td></tr>
<tr><td>⑩「控除対象配偶者」の各欄</td><td>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者）の氏名、フリガナ及び個人番号を記載します。また、控除対象配偶者が非居住者である場合には、区分の欄に「01」を記載します。
※給与の支払を受ける方に交付する源泉徴収票には、個人番号は記載しません。</td></tr>
<tr><td>⑪ 配偶者の合計所得</td><td>「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて計算された控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記載します。なお、年の中途で退職した方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載します。</td></tr>
<tr><td>⑫「控除対象扶養親族等」の各欄</td><td>扶養控除の対象となる扶養親族又は特定親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記載します。また、区分の欄に下記のとおり記載します。
・国内に住所を有する方「00」
・30 歳未満又は 70 歳以上の非居住者「01」
・30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった非居住者「02」
・30 歳以上 70 歳未満かつ障害者の非居住者「03」
・30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている非居住者「04」
※非居住者とは、国内に住所を有しない方をいいます。

特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族特別控除の額に応じて区分の欄に下記のように記載します。
<table>
<tr><th>特定親族特別控除の額</th><th>区分
（特定親族が居住者）</th><th>区分
（特定親族が非居住者）</th><th>合計所得金額</th></tr>
<tr><td>63 万円</td><td>10</td><td>11</td><td>62 万円超 85 万円以下</td></tr>
<tr><td>61 万円</td><td>20</td><td>21</td><td>85 万円超 90 万円以下</td></tr>
<tr><td>51 万円</td><td>30</td><td>31</td><td>90 万円超 95 万円以下</td></tr>
<tr><td>41 万円</td><td>40</td><td>41</td><td>95 万円超 100 万円以下</td></tr>
<tr><td>31 万円</td><td>50</td><td>51</td><td>100 万円超 105 万円以下</td></tr>
<tr><td>21 万円</td><td>60</td><td>61</td><td>105 万円超 110 万円以下</td></tr>
<tr><td>11 万円</td><td>70</td><td>71</td><td>110 万円超 115 万円以下</td></tr>
<tr><td>6 万円</td><td>80</td><td>81</td><td>115 万円超 120 万円以下</td></tr>
<tr><td>3 万円</td><td>90</td><td>91</td><td>120 万円超 123 万円以下</td></tr>
</table>
※給与の支払を受ける方に交付する源泉徴収票には、個人番号は記載しません。</td></tr>
<tr><td>⑬「16 歳未満の扶養親族」の各欄</td><td>16 歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記載します。また、16 歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「01」を記載します。
※給与の支払を受ける方に交付する源泉徴収票には、個人番号は記載しません。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>⑭　摘要</td><td>
1　控除対象扶養親族等又は 16 歳未満の扶養親族が 5 人以上いる場合には、5 人目以降の控除対象扶養親族等又は 16 歳未満の扶養親族の氏名を記載します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、⑮「5 人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号」欄及び⑯「5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号」欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにします。

また、この欄に記載される控除対象扶養親族等又は 16 歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記載します。

（1） 16 歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に「(年少)」と記載します。

（2） 控除対象扶養親族又は特定親族が非居住者である場合には、⑫の区分に沿い、氏名の後に「（該当する区分）」と記載します。

（3） 16 歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に「01」と記載します。

※それぞれの個人番号については、この欄に記載せず⑮「5 人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」欄又は⑯「5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号」欄に記載します。

2　同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載します（例「氏名（同配）」）。

※同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 62 万円以下である人をいいます。

3　所得金額調整控除の適用がある場合には、該当する要件に応じて、次のとおり記載します。ただし、下記対象者が「(源泉・特別）控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族等」欄又は「16 歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。
<table>
<tr><th>要件</th><th>記載方法</th></tr>
<tr><td>本人が特別障害者</td><td>⑲「本人が障害者」の「特別」欄に「○」を記載</td></tr>
<tr><td>同一生計配偶者が特別障害者</td><td>同一生計配偶者の氏名（同配）　　例）　国税　花子（同配）</td></tr>
<tr><td>扶養親族が特別障害者</td><td rowspan="2">扶養親族の氏名（調整）　　例）　国税　一郎（調整）</td></tr>
<tr><td>扶養親族が年齢 23 歳未満</td></tr>
</table>
4　年末調整の際に 3 以上の住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、3 回目以降の住宅の取得等について、その住宅の取得等ごとに、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載します。

5　年の中途で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、（イ）他の支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、（ロ）他の支払者のもとを退職した年月日、（ハ）他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額を記載します。

6　「賃金の支払の確保等に関する法律」第 7 条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、同条の規定により弁済を受けた旨及びその弁済を受けた金額を記載します。

7　災害により被害を受けたため給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた場合には、「災害者」欄に「○」を付すとともに、徴収猶予税額を記載します。

8　租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方については、免税対象額及び該当条項「●●条約●●条該当」を朱書きします。

9　同一年中に同一事業者で中途就職及び中途退職のどちらにも該当する場合は、「中途就」と記載するとともに、「就職」欄と「退職」欄に「○」、「年月日」欄に退職の日を記載します。
</td></tr>
<tr><td>⑮ 5 人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号</td><td>控除対象扶養親族等が 5 人以上いる場合には、5 人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号を記載します。この場合、個人番号の前には⑭「摘要」欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、⑭「摘要」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>⑯ 5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号</td><td>16 歳未満の扶養親族が 5 人以上いる場合には、5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号を記載します。この場合、個人番号の前には⑭「摘要」欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、⑭「摘要」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにします。</td></tr>
<tr><td>⑰ 基礎控除の額</td><td>基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記します。
<table>
<tr><td colspan="2">給与所得者の基礎控除申告書</td><td rowspan="2">記載方法</td></tr>
<tr><td>合計所得金額の見積額</td><td>基礎控除の額</td></tr>
<tr><td>489 万円以下</td><td>104 万円</td><td>1,040,000</td></tr>
<tr><td>489 万円超　655 万円以下</td><td>67 万円</td><td>670,000</td></tr>
<tr><td>655 万円超　2,350 万円以下</td><td>62 万円</td><td>620,000</td></tr>
<tr><td>2,350 万円超　2,400 万円以下</td><td>48 万円</td><td>480,000</td></tr>
<tr><td>2,400 万円超　2,450 万円以下</td><td>32 万円</td><td>320,000</td></tr>
<tr><td>2,450 万円超　2,500 万円以下</td><td>16 万円</td><td>160,000</td></tr>
<tr><td>2,500 万円超</td><td>なし</td><td>0</td></tr>
</table>
（注）「給与所得者の基礎控除申告書」の「基礎控除の額」欄に記載がないなど、基礎控除の適用がない場合には「0」と記載します。</td></tr>
<tr><td>⑱ 所得金額調整控除額</td><td>所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載します。</td></tr>
<tr><td>⑲ 本人が障害者</td><td>各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に「〇」を記載します。</td></tr>
<tr><td>⑳ 寡婦・ひとり親の各欄</td><td>各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に「〇」を記載します。</td></tr>
<tr><td>㉑ 支払者</td><td>給与等の支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及び個人番号又は法人番号を記載します。（個人番号を記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載します）
※給与を受ける方に交付する源泉徴収票には、個人番号及び法人番号は記載しません。</td></tr>
</table>

※給与支払報告書（個人別明細書）を記載する上でのその他の注意点

・「非居住者」とは、「居住者（国内に住所があり、または、現在まで引き続いて 1 年以上居所がある個人）」以外の個人です。

・氏名、フリガナ、生年月日、個人番号、法人番号は正確な情報を記載します。

・専従者給与を支払っているときは、「※種別」欄に、青色専従者は「青専」、白色専従者は「白専」と記載します。

・控除対象配偶者及び控除対象扶養親族、障害者などに該当するかどうかは、令和 8 年 12 月 31 日（年の途中で死亡した人については死亡時）の現況により判定します。

・支払を受ける者の住所が住民票と違う場合は⑫「摘要」欄に住民票の住所を記載します。

・「未成年者」欄は、給与の支払を受ける者が平成 21 年 1 月 3 日以後に生まれた者で、かつ、未婚の場合に「〇」を記載します。

5　地方税ポータルシステム（eLTAX）

中津市では、平成 24 年 11 月より、地方税ポータルシステム（eLTAX）による地方税の電子申告および申請・届出の手続きを受け付けております。

令和元年 10 月より、この eLTAX を利用して全ての地方公共団体に対して電子納税ができるようになりました。（地方共通納税システム）

（1）eLTAX とは

eLTAX とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税の申告および申請・届出の手続きを、自宅や会社等のパソコンからインターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。

（2）eLTAX のメリット

①　eLTAX のサービスは無料でご利用できます

電子申告をはじめとするサービスを無料でご利用いただけます。なお、eLTAX をご利用いただくにあたり、パソコン環境やインターネット接続環境、必要に応じて電子証明書などを事前に準備していただく必要があります。

②　手続きは自宅やオフィスから

eLTAX は、インターネットを利用するため、市役所や金融機関の窓口に出向くことなく自宅やオフィスなどから手続きを行うことができます。

③　受付窓口の一元化

eLTAX システムを通じて、利用者が作成した申告等の電子データをインターネットで送信するだけで、申告データ等から提出先を判断してそれぞれ複数の地方自治体に対し一括で地方税の手続きが行えます。

④　電子納税の開始

地方共通納税システムの導入により、複数の自治体への地方税の納税を一括して電子納付できます。今までの納付書を使用した納付ではなく、ダイレクト納付（登録した金融機関口座からの振替により直接納

付する方式）、インターネットバンキングでの納付、ATM で納付、クレジットカードでの納付ができます。

⑤　申告書等の作成をサポート

eLTAX のホームページにて無料で eLTAX 対応ソフトウェア（PCdesk）を提供されています。PCdesk では、住所・氏名などの項目の自動入力や税額の自動計算など様々な作成支援機能があり、紙の申告書と同じイメージで作成できるようになっています。

（3）利用できる税目

税目	手続き	
	申告関係	申請・届出関係
個人住民税	給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の提出など	特別徴収義務者の所在地・名称変更届、特別徴収給与所得者異動届、特別徴収への切替依頼など
法人市民税	中間申告、予定申告、確定申告、修正申告など	法人設立・設置届、法人異動届など
固定資産税（償却資産）	償却資産の申告	

（4）納税できる税目

市へ納付	県へ納付
法人市民税	法人都道府県民税
個人住民税（特別徴収分・退職所得分）	法人事業税
事業所税（大分県内は大分市のみ）	特別法人事業税（地方法人特別税）

6　特別徴収制度について

所得税の源泉徴収に相当するものが、住民税では特別徴収と呼ばれています。納税の便宜を図るため、住民税を６月から翌年５月まで（１２ヶ月分割支払い）毎月の給与を支払われる時に差し引き、これを翌月１０日までに納入していただく制度をいいます。

※　所得税の源泉徴収義務がある給与支払者は、特別の事情がある場合を除き、住民税についても特別徴収の義務があります。（地方税法第 321 条の 3、4）

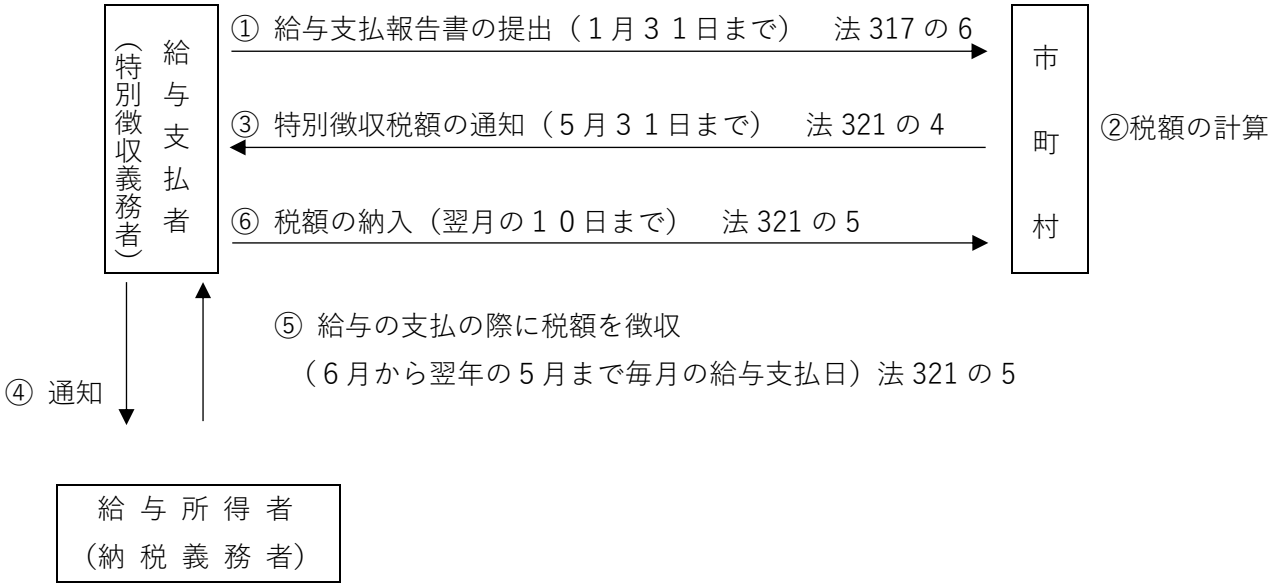
（1）特別徴収のメリット

①所得税のように事業所が税額を計算する必要はありません。

②従業員の方にとっては、自ら銀行等へ納税に出向く必要がなくなります。

③特別徴収は納期が年１２回なので、普通徴収（納期が年４回）と比べて一回の負担額が軽減されます。

（2）特別徴収のしくみ



① 給与支払者（事業所のこと。正式には、特別徴収義務者といいます）が、給与支払報告書を市に提出します。（法定期限は毎年１月３１日：法定期限が土日祝の場合は翌開庁日）

② 市が従業員（正式には、納税義務者といいます）の税額を計算します。

③ 市が給与支払者に、従業員の住民税額を通知します。（中津市では毎年５月中に通知しています）

④ 給与支払者が従業員に、住民税額（毎月の給与から差し引く住民税額）を通知します。

⑤ 給与支払者が、毎月の給与の支払いの際に住民税を差し引きます。

⑥ 給与支払者が、給与から差し引いた住民税を市に納付します。
（納期限は、差し引いた月の翌月１０日　例：７月分⇒納期限８月１０日）

※平成２６年度より、大分県下全市町村で特別徴収の適正実施を行っています。源泉徴収義務のある事業所には特別徴収指定通知（税額通知）を５月中に発送いたします。ただし、特別徴収が困難（Ｐ３の普通徴収申請書に記載されている理由に該当）であると認められる場合、普通徴収による徴収方法を選択することができます。

7　住民税の手続きにおけるマイナンバーの利用について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、市税の手続きについて、平成２８年１月から個人番号（マイナンバー）と法人番号の利用が開始されています。

（1）個人番号・法人番号の記載を要する住民税にかかる主な書類

提 出 書 類	個人番号	法人番号
市県民税申告書	○	
給与支払報告書	○	○
公的年金等支払報告書	○	○
退職所得に係る分離課税分の市県民税納入申告書		○
特別徴収税額の納期の特例に係る承認申請書		○
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書		○
給与所得者異動届出書	○	○
特別徴収への切替依頼書		○

☆各種様式については、中津市役所のホームページ（サイト内検索で「税務課　申請書」で検索）からダウンロードすることができます。

（2）個人番号を利用する際の本人確認について

個人番号の提供を受ける際、本人確認のために、番号確認（正しい個人番号であること）、身元確認（番号の正しい持ち主であること）の２つを行う必要があります。そのため次のいずれかの方法により本人確認をします。

①個人番号カード（写しの場合は表面・裏面の両面の写しが必要です）
②本人の個人番号通知カードもしくは個人番号が記載された住民票の写しと、身分証（運転免許証、パスポート等）
※令和２年５月２５日以降に、個人番号通知カードに記載される氏名、住所等が変更となった場合は、個人番号を証明する書類として使用できません。
※代理人の方が来庁された場合
・委任状
・委任者の個人番号カードまたは個人番号通知カード
・代理人の身分証（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）
※郵送による提出の場合は、上記書類の写しを同封してください。なお、委任状については**原本の提出**が必要です。

（3）よくある質問

Q1．マイナンバー（個人番号）が記載されていなくても受理されますか？

A1．マイナンバーカード（個人番号カード）を持参していない等の理由で、マイナンバー（個人番号）が不明な場合、番号の記載がなくても受理しますが、本来マイナンバーの記載欄が付設されている様式は、番号を書いていただくことになっています。マイナンバーの記載がないと、個人を特定できず適正な課税を行うことができない場合がありますので、記載をお願いします。

Q2. 本人確認書類がない場合には、申告書などに記載済のマイナンバー（個人番号）はどのように取り扱われますか？

A2. 番号法 16 条において、「本人から個人番号の提供を受けるとき」本人確認を行う、と規定されています。本人確認が出来ない場合は、そのマイナンバー（個人番号）は利用しません。ただし、課税事務等に必要な内容が記載されていれば、申告書等は受理します。

8　外国人従業員に関する住民税について

（1）租税条約の概要について

租税条約とは、日本と相手国との間で租税に関する取り扱いを定めた条約をいい、租税条約締結相手国からの留学生、事業修習者などが一定の要件に該当する場合には、所得税、法人税及び住民税への課税範囲、免除等を定めています。

租税条約の詳細や所得税の免除を受けるための手続きにつきましては、国税庁ホームページまたは税務署でご確認ください。

住民税の免除を受けようとする場合は、給与支払者等から次の書類を中津市に提出していただく必要があります。所得税の免除の手続きだけでは、住民税は免除されませんのでご注意ください。

（2）提出書類

①給与支払報告書

・・・摘要欄に租税条約の文言の入ったもの

初年度のみ以下②③のいずれか一点

②税務署に提出した「租税条約に関する届出書」のコピー

※税務署に提出する書類一式のコピーの提出をお願いします。

※「租税条約に関する届出書」については事業所管轄の税務署にお問い合わせください。

③租税条約に伴う住民税の届出書

※届出書に記載の添付書類についても提出をお願いします。

（3）提出期限

租税条約の対象となる所得を得た年の翌年の３月１５日までに提出してください。提出がない年は、住民税は免除されませんのでご注意ください。

（4）外国人従業員の方が退職または休職される場合

外国人従業員の方が退職される場合も「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出していただきますが、外国人の方の場合、退職（休職）後出国される場合が多いと思われますので、次のようにご協力をお願いします。

①６月１日から１２月３１日までの間に退職（休職）する場合

出国される場合、納付手続等が困難となるため一括徴収していただくようお願いします。

②翌年１月１日から４月３０日までの間に退職（休職）する場合

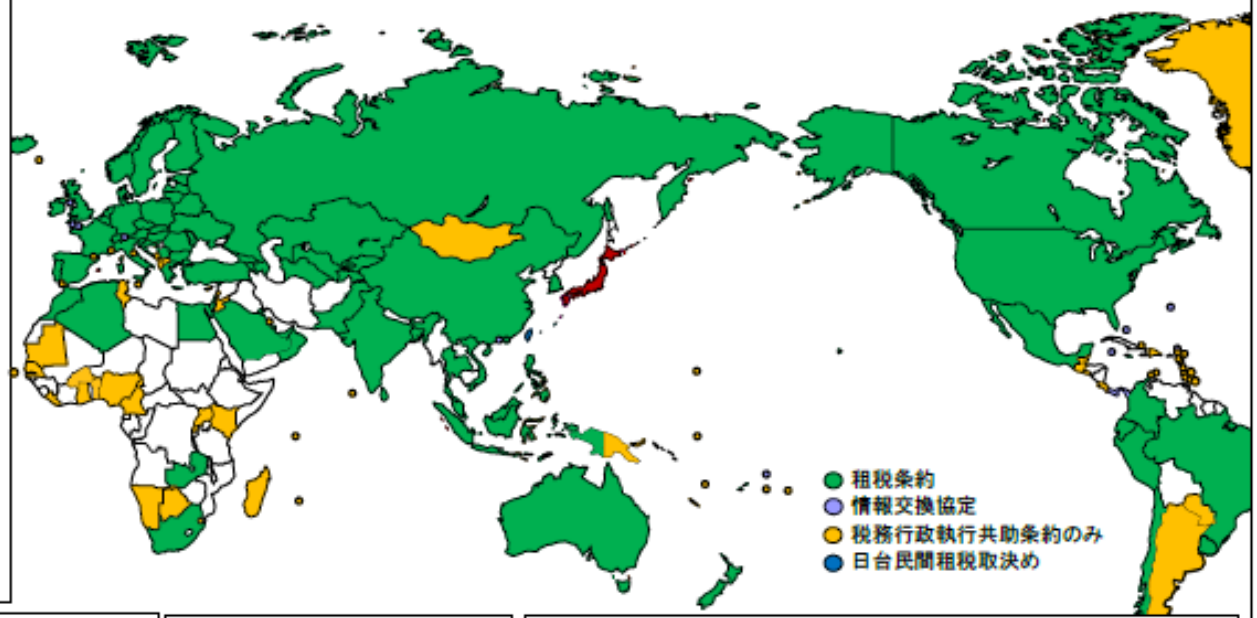
退職（休職）された翌月以降の残税額については、一括徴収が義務付けられているため、最終給与から必ず一括徴収していただくようお願いします。新年度の住民税については、税額が未定であるものの、課税されることが明らかですので、出国前に納税管理人の選定、または予納をお願いします。

※納税管理人とは、市内に住所・居住・事務所・事業所を有していない市税の納税義務者（例えば外国人労働者）が、納税通知書等の受領や税額の納付など、納税に関わる事務処理をしてもらうために選任するものです。納税管理人の詳細につきましては、中津市役所ホームページをご覧になるか、中津市役所税務課までお問い合わせください。

我が国の租税条約ネットワーク

財 務 省

《91 条約等、157 か国・地域適用／2026 年 10 月 1 日現在》(注1)(注2)



欧州（46）

アイスランド　ドイツ
アイルランド　ノルウェー
イギリス　ハンガリー
イタリア　フィンランド
エストニア　フランス
オーストリア　ブルガリア
オランダ　ベルギー
ギリシャ　ポーランド
クロアチア　ポルトガル
スイス　ラトビア
スウェーデン　リトアニア
スペイン　ルーマニア
スロバキア　ルクセンブルク
スロベニア　ガーンジー(※)
セルビア　ジャージー(※)
チェコ　マン島(※)
デンマーク　リヒテンシュタイン(※)

（執行共助条約のみ）

アルバニア　ジブラルタル
アンドラ　フェロー諸島
北マケドニア　ボスニア・ヘルツェゴビナ
キプロス　マルタ
グリーンランド　モナコ
サンマリノ　モンテネグロ

ロシア・ＮＩＳ諸国（12）

アゼルバイジャン　ウズベキスタン　ジョージア　ベラルーシ
アルメニア　カザフスタン　タジキスタン　モルドバ
ウクライナ　キルギス　トルクメニスタン　ロシア

北米・中南米（36）

アメリカ
ウルグアイ
エクアドル
カナダ
コロンビア
ジャマイカ
チリ
ブラジル
ペルー
メキシコ
ケイマン諸島(※)
英領バージン諸島(※)
パナマ(※)
バハマ(※)
バミューダ(※)

（執行共助条約のみ）

アルゼンチン
アルバ
アンギラ
アンティグア・バーブーダ
エルサルバドル
キュラソー
グアテマラ
グレナダ
コスタリカ
セントクリストファー・ネービス
セントビンセント及びグレナディーン諸島
セントマーティン
セントルシア
タークス・カイコス諸島
ドミニカ共和国
ドミニカ国
トリニダード・トバゴ
パラグアイ
バルバドス
ベリーズ
モンセラット

アフリカ（24）

アルジェリア　ザンビア　モロッコ
エジプト　南アフリカ

（執行共助条約のみ）

ウガンダ　ケニア　ナミビア　モーリシャス
エスワティニ　セーシェル　ブルキナファソ　モーリタニア
ガーナ　セネガル　ベナン　リベリア
カーボベルデ　チュニジア　ボツワナ　ルワンダ
カメルーン　ナイジェリア　マダガスカル

中東（10）

アラブ首長国連邦　クウェート
イスラエル　サウジアラビア
オマーン　トルコ
カタール

（執行共助条約のみ）

バーレーン　レバノン
ヨルダン

アジア・大洋州（29）

インド　シンガポール　ニュージーランド　フィリピン　マレーシア
インドネシア　スリランカ　パキスタン　ブルネイ　サモア(※)
オーストラリア　タイ　バングラデシュ　ベトナム　マカオ(※)
韓国　中国　フィジー　香港　台湾（注３）

（執行共助条約のみ）

クック諸島　ニウエ　バヌアツ　マーシャル諸島　モンゴル
ナウル　ニューカレドニア　パプアニューギニア　モルディブ

（注１）税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。

（注２）条約等の数及び国・地域数の内訳は以下のとおり。
- 租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約）：78 本、81 か国・地域
- 情報交換協定（租税に関する情報交換を主たる内容とする協定）：11 本、11 か国・地域（図中、(※) で表示）
- 税務行政執行共助条約：締約国は我が国を除いて 128 か国（図中、国名に下線）。適用拡張により 146 か国・地域に適用（図中、適用拡張地域名に点線）。このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は 64 か国・地域。
- 日台民間租税取決め：１本、１地域

（注３）台湾については、公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築(現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会（日本側）及び台湾日本関係協会（台湾側）にそれぞれ改称されている。)。

9　給与支払報告書の提出・お問い合わせ先

◎中津市役所　税務課　市民税係

〒871-8501　大分県中津市豊田町 14 番地 3

TEL：0979（22）1116

◎三光支所　総務・住民課　住民税担当

〒871-0192　大分県中津市三光原口 644 番地 7

TEL：0979（43）2050

◎本耶馬渓支所　総務・住民課　住民税担当

〒871-0295　大分県中津市本耶馬渓町曽木 1800 番地

TEL：0979（52）2211

◎耶馬溪支所　総務・住民課　住民税担当

〒871-0405　大分県中津市耶馬溪町大字柿坂 138 番地 1

TEL：0979（54）3111

◎山国支所　総務・住民課　住民税担当

〒871-0795　大分県中津市山国町守実 130 番地

TEL：0979（62）3111

《電子申告について》

eLTAX の利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAX ホームページをご覧ください。

○eLTAX ホームページ：https://www.lta.go.jp/

なお、eLTAX ご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

○eLTAX ホームページの「よくあるご質問」：https://eltax5.custhelp.com/